（証券コード　6929）
平成27年3月11日

株 主 各 位

鳥取県鳥取市広岡176番地17
日本セラミック株式会社
代表取締役社長　谷 口 真 一

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年３月26日（木曜日）午後３時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年３月27日（金曜日）午前10時
２．場　　所　鳥取県鳥取市尚徳町101番地５
とりぎん文化会館（鳥取県民文化会館）
第２会議室
（会場は、末尾の会場ご案内図をご参照頂きますようお願い申し上げます。）

３．目的事項
報告事項
１．第40期（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第40期（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件

以　上

１．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
２．本招集ご通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査報告書及び監査報告書は別添の「第40期　年次報告書」の通りであります。
　なお、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条に基づき、本招集ご通知への添付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト
（アドレス　http://www.nicera.co.jp/）に掲載し、ご提供しております。
・連結計算書における連結注記表
・計算書類における個別注記表
３．添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
（アドレス　http://www.nicera.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

現時点で取締役会長職に在職する者がいないため、現状に対応すべく整備するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　後
第４章　取締役及び取締役会 （取締役会の招集権者及び議長） 第24条　取締役会の招集は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。 ②　取締役会長に事故あるときは、取締役社長がこれを行い、取締役会長及び取締役社長いずれも事故あるときは、取締役会で予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。	第４章　取締役及び取締役会 （取締役会の招集権者及び議長） 第24条　取締役会の招集は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長<u>または社長</u>がこれを招集し、議長となる。 ②　取締役会長に事故あるときは、取締役社長がこれを行い、<u>取締役社長に事故あるときは、取締役会長がこれを行う。また、</u>取締役会長及び取締役社長いずれも事故あるときは、取締役会で予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては改めて取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	谷口　真一（たにぐち　しんいち） （昭和48年２月26日生）	平成８年７月　当社入社 平成14年３月　当社取締役 平成14年４月　当社執行役員兼務(現任) 平成15年１月　上海日セラセンサ有限公司総経理 平成18年３月　当社専務取締役 平成21年３月　当社代表取締役(現任) 平成23年４月　当社統括総務部担当兼務(現任) 平成24年２月　当社経営企画室担当兼務(現任) 平成26年２月　当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 谷口興産有限会社　代表取締役社長 日セラ興産株式会社　代表取締役社長 昆山日セラ電子器材有限公司　董事長 上海日セラ磁性器材有限公司　董事長 日セラ三和電器(蘇州)有限公司　董事長	776,025株
2	広富　一隆（ひろとみ　かずたか） （昭和32年４月24日生）	昭和61年８月　当社入社 平成12年１月　当社モジュール製造本部役員代行、モジュール製造本部長兼務 平成13年３月　当社取締役 平成14年４月　当社執行役員兼務（現任） 平成22年３月　当社常務取締役（現任） 平成25年３月　当社赤外線センサ事業部、開発事業担当（現任）	5,331株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
3	中川 健二（なかがわ けんじ） （昭和30年５月27日生）	昭和55年９月 当社入社 平成３年３月 当社取締役 平成８年12月 当社常務取締役 平成11年１月 当社取締役 平成14年４月 当社執行役員兼務（現任） 平成18年１月 NICERA HONG KONG LTD. 総経理（現任） 平成22年３月 当社取締役（現任） ＥＶ営業部担当 平成23年10月 NICERA AMERICA CORP. 代表取締役 平成23年11月 NICERA EUROPEAN WORKS LTD. 代表取締役 平成25年３月 応用事業部、中国・香港担当（現任） （重要な兼職の状況） NICERA HONG KONG LTD. 総経理	31,303株
4	谷田 明彦（たにだ あきひこ） （昭和34年10月21日生）	平成３年11月 当社入社 平成14年12月 当社執行役員 当社超音波センサ事業部担当 平成16年４月 NICERA PHILIPPINES INC. 代表取締役 平成20年３月 当社常務執行役員 平成24年３月 当社取締役（現任） 当社執行役員兼務（現任） 平成25年３月 当社車載事業本部担当（現任）	838株
5	近藤 純（こんどう じゅん） （昭和42年1月27日生）	平成元年３月 当社入社 平成24年３月 当社統括営業部統括営業部長 平成24年７月 NICERA EUROPEAN WORKS LTD. 代表取締役（現任） NICERA EUROPEAN WORKS LTD. 担当（現任） 平成25年３月 当社取締役（現任） 当社執行役員兼務（現任） 平成26年６月 NICERA PHILIPPINES INC. 代表取締役（現任） NICERA PHILIPPINES INC. 担当（現任） （重要な兼職の状況） NICERA EUROPEAN WORKS LTD. 代表取締役 NICERA PHILIPPINES INC. 代表取締役	679株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
6	川崎（かわさき） 晴子（はるこ） （昭和39年11月8日生）	昭和62年４月　株式会社山陰合同銀行入行 平成25年３月　当社取締役（現任） 平成26年１月　株式会社山陰合同銀行退行	449,925株
7	田村（たむら） 康明（やすあき） （昭和9年１月16日生）	昭和45年４月　田村康明法律事務所開設（現任） 昭和63年４月　鳥取県弁護士会会長、日本弁護士会理事 平成24年４月　日本弁護士連合会選挙管理委員（現任） 平成25年３月　当社監査役 平成26年３月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 田村康明法律事務所　弁護士 日本弁護士連合会選挙管理委員	－株

（注）１．谷口真一氏は、日セラ興産株式会社の代表取締役社長を兼務し、当社と建物の賃借取引があります。
２．その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．田村康明氏は、社外取締役候補者であります。
なお、田村康明氏は、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．田村康明氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、長年弁護士をされており、法律の専門家としての幅広い知識･経験等を当社の経営全般に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
５．田村康明氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。なお、同氏は、当社の社外取締役就任前の１年間、当社の社外監査役でありました。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役山根治及び中尾修治郎の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位	所有する当社株式の数
1	中尾　修治郎（なかお　しゅうじろう） （昭和29年11月29日生）	昭和50年４月　株式会社中尾税経総合事務所入社 同社常務取締役 昭和61年５月　税理士登録 平成15年３月　当社監査役（現任） 平成25年３月　中尾修治郎税理士事務所（現：税理士法人中尾総合事務所）開業 （重要な兼職の状況） 税理士法人中尾総合事務所　所長	－株
2	池原　浩一（いけはら　こういち） （昭和53年１月５日生）	平成13年10月　新日本監査法人（現：新日本有限責任監査法人）入所 平成17年５月　公認会計士登録 平成23年１月　池原公認会計士事務所開業（現任） 平成23年３月　税理士登録 （重要な兼職の状況） 池原公認会計士事務所　所長 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター監事	－株

（注）１．中尾修治郎氏と当社の間には、人的関係及び資本関係はありませんが、顧問税理士として契約し、顧問料を支払っております。
２．池原浩一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．中尾修治郎及び池原浩一の両氏は、社外監査役候補者であります。
４．中尾修治郎氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は、税理士として多数の顧客と関与され、会社業務を客観的に判断できる能力を有していることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。
５．池原浩一氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は、公認会計士として会計事務に精通され、会計財務面から会計業務を判断できる能力を有しており、その専門的な知識・経験等を当社の取締役会における意思決定の適正を確保することに活かしていただきたいことから、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

以　上

MEMO

株主総会会場ご案内図

会場　鳥取県鳥取市尚徳町101番地５
とりぎん文化会館（鳥取県民文化会館）
第２会議室
電話　0857（21）8700



◇交通アクセス
・鳥取空港よりタクシー　15分
・JR鳥取駅より徒歩　20分（若桜街道を県庁方向へ）
・JR鳥取駅よりタクシー　5分
・JR鳥取駅より路線バス　5分
（湖山・鳥大・賀露線など県庁日赤前下車）
（100円循環バス「くる梨」で「とりぎん文化会館」下車
赤コース（16分）、青コース（18分）、緑コース（13分））

※なお、駐車場は台数に限りがございますので、あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。

第40期定時株主総会招集ご通知添付書類

第 40 期

年 次 報 告 書

自　平成26年 1 月 1 日
至　平成26年12月31日

日本セラミック株式会社

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第40期（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）の概況及び決算の概要をご報告申し上げます。

平成27年３月

代表取締役社長　谷　口　真　一

企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、好調な米国経済に牽引される一方で、欧州地域は低迷期から脱し切れておらず、新興各国の成長率も以前の力強さを欠く中で全体として景気の拡大に力強さは見られませんでした。国内においては輸出企業の業績回復や消費増税前の駆け込み需要による一時的な消費の増加があったものの、その後の反動減からの回復が遅れていることや、円安などによる物価の上昇のため消費活動が停滞していることから景気の足踏み基調となりました。

この様な状況の中で当社グループでは、

イ．自動車メーカー各社の販売台数の増加に伴い、自動車向けセンサ製品の出荷も

堅調に推移しました。

ロ．ＬＥＤ照明関連製品や、エアコン、サニタリー向けなど家電向けセンサ製品の売上高が増加しました。

ハ．円安に伴い中国など現地での売上高が円貨換算額で増加しました。

ニ．将来的な人材獲得の場として、また営業活動の拠点として東京に不動産を購入し営業所を移転しました。

この様な活動と受注状況の結果、売上高は20,634百万円（前年同期比11.5％増）となりました。利益面におきましては、営業利益は売上高が増加したものの品質強化活動や、円安に伴い海外子会社における固定費の円換算後の金額が増加したことなどもあり1,887百万円（前年同期比2.4％減）となりました。経常利益は、受取利息や為替差益により2,577百万円（前年同期比6.4％増）となりました。当期純利益は、経常利益の増加などにより1,632百万円（前年同期比12.6％増）となりました。

（２）資金の調達及び設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,012百万円となりました。その主な内容は、当社においては、機械装置の増設等に207百万円、また、東京営業所及び賃貸ビルとして不動産の購入等に1,343百万円であります。子会社においては、NICERA PHILIPPINES INC.で機械装置の増設等に279百万円であります。

また、当連結会計年度における所要資金は、自己資金で賄っております。

当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

（３）財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 37 期 (平成23年12月期)	第 38 期 (平成24年12月期)	第 39 期 (平成25年12月期)	第 40 期 (平成26年12月期) (当連結会計年度)
売上高　（百万円）	16,462	16,089	18,505	20,634
経常利益　（百万円）	2,938	2,331	2,422	2,577
当期純利益（百万円）	2,305	1,539	1,449	1,632
１株当たり当期純利益　（円）	94.30	62.98	61.39	70.22
総資産　（百万円）	41,941	44,840	55,411	58,479
純資産　（百万円）	38,270	40,791	43,084	46,167
１株当たり純資産額　（円）	1,500.50	1,595.99	1,760.30	1,880.89

（注）１．記載金額は、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を除き、単位未満を切捨てて表示しております。

２．１株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。また、１株当たり純資産額は、発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

（4）対処すべき課題

経済活動が地球規模で行われる事によって、天災人災を問わず一地域の出来事が世界全体に影響を与えるようになっていることや、低成長経済の中ではますます低価格化が好まれることもあり事業環境は極めて厳しい状況となっております。この様な状況の中で存続していくには、市場が要求する新製品への取り組み及び用途の拡大に一層傾注し、より付加価値の高い製品の市場投入、世界的シェアを維持拡大、継続的なコスト削減とリスク分散可能な生産体制の構築が必要であり、また成長のためには当社コア事業とシナジー効果のある他社との事業・資本提携及び買収、或いは新規事業分野への進出を加速化することも必要であると考えております。

①　生産体制

当社グループは、生産活動は顧客の要求を実現すると共に、当社グループへ利益をもたらす地域で行うことを基本に考えており、従来から海外生産に積極的に取り組んで参りました。その結果、現在の当社グループの生産の中心は海外になっております。当社は29年前から中国生産を行ってきており、今後もこれらの力を最大限に活かして中国現地工場での生産体制の一層の効率化を進めていく一方、リスク分散の必要性から他地域での生産体制の強化も進め、地球的視野から生産地と消費地の調和を図っております。その一環として、フィリピン現地法人の生産能力を増設し生産品目を拡大しております。また、国内においては、これらの量産工場に移管する前

の開発製品の生産体制の確立等を目指す工場を構築し、この工場を各量産工場のマザー工場として、車載関連製品の生産及び品質管理、並びにグループ全体の生産体制を強化しております。

② 新製品の開発

当社グループでは、市場での競争力を高めていくためにフェライト、セラミックの新材質の開発、既存製品の改良新機種の開発、新製品の開発を常に続けており、そのために研究所及び事業部門の中に技術部署を設けております。技術部署は市場に直結する主要製品部門毎に設置し、顧客ニーズを汲み取りながら新製品の開発、改良に取り組んでおります。また、センサ等の当社製品を組み込んだモジュール品の開発を鋭意進め、市場に提供して参ります。研究所におきましては、現在の主要製品とは別に今後当社の核となる製品の開発に取り組んでおりますが、専門性の高い人材を広く確保する上で国内研究拠点の戦略的な配置を検討して参ります。

③ 営業体制

当社営業部門において、製品ごとに専門性を有した営業担当者を振り分けることで、営業・技術が一体となってお客様のグローバル化に伴うご要望に対応し、その満足度向上に資することで、収益の拡大を図って参ります。

④ 経営管理体制

当社グループでは、当社の投下可能な資本を如何にしてリターンの高い事業分野に投下し、継続的な成長を達成できるかが、当社企

業価値の長期的な向上を図る上で重要な課題であると認識しております。ついては経営指標の達成を目指すと共に、投下資本利益率、資本コスト及びキャッシュ・フローを強く意識した経営管理を行っており、いわゆる企業価値経営を重視しております。

株主の皆様には今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

（5）主要な事業内容

セラミックセンサ、フェライト、モジュール製品などの電子部品並びにその関連製品の研究開発及び製造販売を主たる事業として行っております。

（6）主要な営業所及び工場等

（平成26年12月31日現在）

① 当社

本社テクニカルセンタ	鳥取県鳥取市
先進技術開発研究所	鳥取県鳥取市
南栄工場	鳥取県鳥取市
湖山工場	鳥取県鳥取市
八東研究所	鳥取県八頭郡
東京営業所	東京都港区
大阪営業所	大阪市淀川区

② 主要な子会社

主要な営業拠点

NICERA HONG KONG LTD.（香　港）
NICERA AMERICA CORP.（アメリカ）

主要な生産拠点

昆山日セラ電子器材有限公司　（中　国）
NICERA PHILIPPINES INC.（フィリピン）

（７）使用人の状況（平成26年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
1,884（2,147）名	39名減（386名増）

（注）使用人数は就業員数であり、パートタイマー、派遣社員及びアルバイトは（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
313(3)名	9名増(3名増)	40.7歳	12.2年

（注）使用人数は就業員数であり、パートタイマー、派遣社員及びアルバイトは（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（８）重要な親会社及び子会社の状況

（平成26年12月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名　称	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
		%	
NICERA EUROPEAN WORKS LTD.	1,466千英ポンド	100	当社及び関係会社の製品の販売
昆山日セラ電子器材有限公司	499,822千人民元	100	電子部品並びに関連製品の製造販売
日セラテック株式会社	10,000千円	100	当社製品組立加工請負
日セラマーケティング株式会社	50,000千円	100	雑貨、電気製品の仕入・販売及び通信販売
NICERA HONG KONG LTD.	150千香港ドル	100	当社及び関係会社の製品の販売
NICERA AMERICA CORP.	100千米ドル	100	当社及び関係会社の製品の販売
NICERA PHILIPPINES INC.	25,000千比ペソ	100	電子部品並びに関連製品の製造
上海日セラ磁性器材有限公司	134,026千人民元	90	電子部品並びに関連製品の製造販売
上海日セラセンサ有限公司	147,808千人民元	55	電子部品並びに関連製品の製造販売
昆山科尼電子器材有限公司	13,196千人民元	75	電子部品並びに関連製品の製造
日セラ三和電器(蘇州)有限公司	16,000千人民元	51	電子部品並びに関連製品の製造販売

(注) 昆山科尼電子器材有限公司に対する当社の議決権比率につきましては、上海日セラセンサ有限公司による間接所有割合であります。

(9) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の株式に関する事項(平成26年12月31日現在)

（１）発行可能株式総数　　80,000,000株

（２）発行済株式の総数　　23,249,217株

（自己株式3,063,185株を除く）

（３）株主数　　5,306名

（前期末比281名増加）

（４）大株主（上位10名）

株　主　名	持株数	持株比率
谷口興産有限会社	3,783千株	16.27%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,540	15.22
日セラ興産株式会社	1,113	4.79
株式会社山陰合同銀行	1,084	4.66
資産管理サービス信託銀行株式会社	1,035	4.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,025	4.40
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	909	3.91
谷口　真一	776	3.33
TAIYO HANEI FUND, L. P.	605	2.60
穐山　正紀	556	2.39

（注）1. 当社の自己株式は、上表から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（5）所有者別株式分布

区分	株主数	所有株式数	比率
	名	千株	%
個人・その他	5,006	5,758	21.88
政府・地方公共団体	－	－	－
金融機関	34	7,018	26.67
その他国内法人	91	5,181	19.69
外国人	136	5,091	19.34
証券会社	38	199	0.75
自己名義株式	1	3,063	11.64
合　計	5,306	26,312	100.00

（6）所有数別株式分布

区分	株主数	所有株式数	比率
	名	千株	%
1単元未満	307	9	0.03
1単元以上	2,714	491	1.86
5単元以上	683	395	1.50
10単元以上	1,381	2,163	8.22
50単元以上	79	497	1.88
100単元以上	95	1,871	7.11
500単元以上	11	735	2.79
1,000単元以上	26	4,813	18.29
5,000単元以上	9	12,270	46.63
自己名義株式	1	3,063	11.64
合　計	5,306	26,312	100.00

新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容

名称	平成24年３月29日取締役会決議
新株予約権の発行日	平成24年４月16日
新株予約権の数	445個
保有人数 当社取締役(社外役員を除く)	５名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　44,500株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使価額	１株につき　1,496円
新株予約権の行使期間	平成26年３月30日～ 平成29年３月29日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の行使時において、当社の取締役であることを要する。但し、取締役が任期満了により退任した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役の状況（平成26年12月31日現在）

氏　名	地　位	担　当	重要な兼職の状況
＊　谷口　真一	代表取締役 社　長		谷口興産有限会社 代表取締役社長 日セラ興産株式会社 代表取締役社長 昆山日セラ電子器材有限公司 董事長 上海日セラ磁性器材有限公司 董事長 日セラ三和電器(蘇州)有限公司 董事長
＊　広富　一隆	常務取締役	赤外線センサ事業部、開発事業担当	
＊　中川　健二	取　締　役	応用事業部、中国・香港、内部監査室、NICERA HONG KONG LTD.担当	NICERA HONG KONG LTD. 総経理
＊　谷田　明彦	取　締　役	車載事業本部担当	
＊　近藤　　純	取　締　役	欧米、NICERA PHILIPPINES INC.、NICERA EUROPEAN WORKS LTD.担当	NICERA EUROPEAN WORKS LTD.代表取締役 NICERA PHILIPPINES INC. 代表取締役
川﨑　晴子	取　締　役		
田村　康明	取　締　役		田村康明法律事務所　弁護士 日本弁護士連合会選挙管理委員
久留飛精敏	常勤監査役		
山根　　治	監　査　役		山根公認会計士事務所　所長
中尾修治郎	監　査　役		税理士法人中尾総合事務所　所長
瀬古　智昭	監　査　役		鳥取あおぞら法律事務所　弁護士

（注）１．取締役 田村 康明氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

２．監査役 山根 治氏、中尾 修治郎氏及び瀬古 智昭氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

３．取締役 川﨑 晴子氏は代表取締役社長の三親等内の親族であります。

４．＊印を付した取締役は、執行役員を兼務しております。なお、取締役兼務者以外の執行役員は、次の10名です。

福井 孝志、森本 博文、藤原 佐和子、鍾 立 群、藤原 英機、本城　圭、森本　隆、重森　巧、吉田 勲生、岩崎 克志

５．取締役 川﨑 晴子氏は金融機関に長年在籍していたことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役 田村 康明氏は長年弁護士をさ

れており、法律の専門家としての幅広い知識・経験等を有しております。

6．監査役 山根 治氏は公認会計士として会計事務に精通しており、監査役 中尾 修治郎氏は税理士として税務に精通していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役 瀬古 智昭氏は公認会計士・弁護士として会計及び法律に精通しており、その専門的な知識を有しております。

7．当社は、取締役 田村 康明氏及び監査役 山根 治氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

（2）取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数
		基本報酬	役員賞与	ストック・オプション	
取締役 （うち社外取締役）	69 (0)	41 (0)	23 (0)	4 (－)	8名 (1名)
監査役 （うち社外監査役）	6 (1)	4 (1)	1 (0)	－ (－)	5名 (4名)
合　　計 （うち社外役員）	75 (2)	46 (1)	25 (0)	4 (－)	13名 (5名)

（注）1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役の報酬限度額は、平成３年３月28日開催の第16期定時株主総会決議において年額160百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で平成24年３月29日開催の第37回定時株主総会においてストック・オプション報酬額として年額50百万円以内と決議いただいております。

3．監査役の報酬限度額は、平成３年３月28日開催の第16期定時株主総会決議において年額40百万円以内と決議いただいております。

4．役員賞与には当事業年度における役員賞与繰入額を記載しております。

5．ストック・オプションには新株予約権に係る当事業年度における費用計上額を記載しております。

6．上記のほか、取締役１名に対し退職慰労金の功績加算分として32百万円を支給しております。

（3）社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

イ. 取締役 田村 康明氏は、田村康明法律事務所の弁護士であります。なお、当社と同法律事務所との間には特別な関係はありません。

ロ. 監査役 山根 治氏は、山根公認会計士事務所の所長を兼務しております。なお、当社と同会計士事務所との間には特別な関係はありません。

ハ. 監査役 中尾 修治郎氏は、税理士法人中尾総合事務所の所長を兼務しております。なお、中尾 修治郎氏と当社との間には人的関係及び資本的関係はありませんが、顧問税理士として契約し、顧問料を支払っております。

ニ. 監査役 瀬古 智昭氏は、鳥取あおぞら法律事務所の弁護士であります。なお、当社と同氏との間には特別な関係はなく、当社より案件ごとに法律相談を行い、相談料を支払っておりますが、多額の金銭その他の財産に該当するものではありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（5回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役　田村　康明	8回	100%	―	―
監査役　山根　　治	13回	93%	5回	100%
監査役　中尾修治郎	12回	86%	4回	80%
監査役　瀬古　智昭	7回	88%	3回	75%

（注）取締役 田村 康明氏及び監査役 瀬古 智昭氏の出席回数については、平成26年3月28日社外役員就任後に開催された取締役会及び監査役会を対象としております。

ロ．取締役会及び監査役会における発言状況

・取締役 田村 康明氏は、取締役会において、法務に関する観点より適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

・監査役 山根 治氏は、取締役会及び監査役会において、会計に関する観点より適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

・監査役 中尾 修治郎氏は、取締役会及び監査役会において、税務及び財務に関する観点より適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

・監査役 瀬古 智昭氏は、取締役会及び監査役会において、法務及び会計に関する観点より適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称　　優成監査法人

（2）責任限定契約に関する事項

当社は、定款に会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該規定に基づき、当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(会計監査人との責任限定契約の内容の概要)

会社法第423条第１項の賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には賠償責任を法令が定める限度額までとする。

（3）報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額	16百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（4）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（5）解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認め

られる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案いたしまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

会社の体制及び方針

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制の基本方針について、次のとおり決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役会規程、役員執務規程、職務権限規程、業務分掌規程等社内に定める個別規程によって各業務の手順を定めることにより、使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確保しております。

ロ．毎朝行われる連絡会に取締役を含む事業部門長が出席し、各事業部門の業務状況、問題点を協議し全社に水平展開できる体制をとっております。

ハ．取締役及び使用人は、重大な法令及び社内規程の違反に関して発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。

ニ．専門家（公認会計士、税理士、弁護士等）に、業務の適法性につき相談し、その確保を図ります。

ホ．内部監査室は、適正性確保の観点より社内規程への適合状況、及び業務執行状況を確認します。

ヘ．市民社会に脅威を及ぼす反社会的勢力に対しては、一切の取引関係を遮断し、

当社反社会的排除方針に基づき、警察及び暴力追放を推進する外部機関と連携して、組織一丸となって対応します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．株主総会議事録、取締役会議事録、連絡会議事録、稟議書、印鑑申請書及び経理関係資料等の重要資料は、法令或いは社内文書管理規程に従い保存・管理し、必要となる関係者が閲覧できる体制にしております。

ロ．情報セキュリティポリシーに基づき、当社が保有する全ての情報資産の保護に努め、情報漏洩リスクに対して対策を講じることにより、常に社会からの信頼を得られる体制とします。

ハ．個人情報については、法令および当社プライバシーポリシーに基づき、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、個人情報の保護及び適正な管理方法について、日常業務における個人情報の適正な取り扱いを徹底管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．稟議規程、売掛金（与信管理）規程などのリスクに関する社内規程は、必要に応じリスク管理の観点から見直しております。

ロ．投資リスクに関しましては稟議規程に基づき、投資部門が起案すると共に、管理部門、事業関連部門が意思決定に参加

しリスクの軽減を図っております。内部監査室、関係会社管理室においては内部監査、関係会社の業務状況からリスクの洗い出し、また、その対策をまとめ社長へ報告すると共に、各事業部門に対して解決への指示を行っております。

ハ．リスク管理規程により、当社及び関係会社グループにおいて、発生しうるリスクの発生防止に係る管理体制の整備、並びに発生した場合の対応等について、的確な管理・運営を行っております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．執行役員制度を導入し取締役と執行役員の業務を極力分離し、取締役機能の強化、効率化を図っております。

ロ．取締役会では重要事項の決定、取締役の実行状況の監督を行うほか、各事業部門長は毎月１回開催する月次報告会において、自事業部門の月別業務状況を取締役に報告、審議すると共に、毎朝行われる連絡会には取締役も参加し日常の業務状況を確認しております。

⑤　親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．関係会社管理室は、関係会社管理規程に基づき、当社及び関係会社グループの業務の適正性を確保するよう、関係会社での重要な投資案件については事前に当社の承認を受けてから行う等により、各社を管理しております。

ロ．会計監査人、監査役、内部監査室及び

経理部等関係者は、定期に打ち合わせることで日頃から連携し、当社及び関係会社グループにおけるコンプライアンス体制、その他問題点の把握を行います。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人の設置を求めた場合、監査役と取締役とが協議し使用人の設置を行います。監査役を補助する使用人の人数、職位、他部署との兼務とするかどうかは監査役と取締役が協議し決定します。

⑦　監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事考課、異動、懲戒、解雇については監査役の事前の同意を必要とします。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

イ．常勤監査役は取締役会のほか月次報告会、毎朝行われる連絡会などの社内諸会議に出席します。

ロ．取締役及び使用人は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告すると共に、各監査役からその業務の執行に関して報告、資料の提供等を求められた場合は、

速やかに対応するものとします。

ハ．監査役は稟議書、その他業務執行に関する文書を閲覧し、取締役及び使用人に対してその説明を求めることができます。

ニ．各監査役は定期的に監査役会において、会計監査人からの監査報告を受けるほか、取締役及び使用人の執行に関して監査役に報告すべき事項等の監査状況について、情報・意見交換を行っております。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は内部監査室、会計監査人と連携し情報の共有を行い、迅速に問題点を把握していく体制としております。

ロ．監査役会にて承認された監査役監査計画に基づき、当社及び関係会社グループ全体に対して監査が行われるにあたり、取締役及び使用人は資料提出等これに協力します。

ハ．監査役は代表取締役と定期的に懇談し、当社及び関係会社グループにおける業務執行の適正性確保、並びにコンプライアンス体制、その他問題点の確認のため、意見交換を行います。

（2）会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益力の向上に努め、事業の発展の基礎となる財務体質の強化、今後の投資のための内部留保の充実を進めると共に、株主各位へは経営環境を配慮して按分した利益配分を行うこととしております。

この方針に基づき決算状況を勘案した適切な株主還元の決定を行っていく考えであり、従来から株式分割、増配、記念配当、自社株購入などを適宜実施して参りました。

内部留保金につきましては、企業価値を更に高めるため、新製品の開発、製品改良、生産設備の合理化などに投資して参ります。

当期の期末配当金につきましては、上記方針をふまえ普通配当を１株当たり20円、株主還元の一環として特別配当を１株当たり15円、合わせて１株当たり35円とし、平成27年３月12日より支払いを開始させていただきます。

期末配当金に関するお知らせ

① 期末配当金
　１株につき35円（うち特別配当15円）
② 期末配当金の基準日　平成26年12月31日
③ 支払開始日　　平成27年３月12日（木曜日）
④ 配当原資　　利益剰余金

（本事業報告中に記載の金額、株数につきましては表示単位未満を切り捨て、比率その他につきましては表示単位未満を四捨五入しております。）

連結貸借対照表（平成26年12月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**44,268**	**流動負債**	**3,805**
現金及び預金	31,334	支払手形及び買掛金	2,507
受取手形及び売掛金	4,584	設備関係支払手形	44
有価証券	514	未払金	349
たな卸資産	7,022	未払法人税等	455
繰延税金資産	239	賞与引当金	14
その他	573	役員賞与引当金	25
貸倒引当金	△0	その他	407
固定資産	**14,210**	**固定負債**	**8,506**
有形固定資産	**11,977**	新株予約権付社債	8,026
建物及び構築物	6,144	退職給付に係る負債	307
機械装置及び運搬具	2,431	繰延税金負債	136
土地	3,217	その他	36
建設仮勘定	6	**負債合計**	**12,311**
その他	178	（純資産の部）	
		株主資本	**39,024**
無形固定資産	**719**	資本金	10,241
土地使用権	711	資本剰余金	12,034
その他	7	利益剰余金	21,024
		自己株式	△4,276
投資その他の資産	**1,513**		
投資有価証券	1,497	**その他の包括利益累計額**	**4,705**
出資金	0	その他有価証券評価差額金	313
長期貸付金	105	為替換算調整勘定	4,467
その他	111	退職給付に係る調整累計額	△75
貸倒引当金	△201		
		新株予約権	**36**
		少数株主持分	**2,402**
		純資産合計	**46,167**
資産合計	**58,479**	**負債・純資産合計**	**58,479**

連結損益計算書 (平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)

(単位：百万円)

科　　目	金	額
売上高		20,634
売上原価		16,171
売上総利益		4,462
販売費及び一般管理費		2,574
営業利益		1,887
営業外収益		
受取利息及び配当金	379	
為替差益	242	
受取地代家賃	60	
貸倒引当金戻入額	40	
その他	47	771
営業外費用		
持分法による投資損失	29	
賃貸収入原価	37	
売上債権売却損	13	
その他	1	82
経常利益		2,577
特別利益		
固定資産売却益	0	
関係会社清算益	34	
新株予約権戻入益	1	36
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	19	
役員退職慰労金	32	52
税金等調整前当期純利益		2,560
法人税、住民税及び事業税	953	
法人税等調整額	△61	891
少数株主損益調整前当期純利益		1,669
少数株主利益		36
当期純利益		1,632

連結株主資本等変動計算書 (平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,241	12,033	20,089	△4,278	38,086
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△697		△697
当期純利益			1,632		1,632
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		2	3
その他			△0		△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	0	935	1	937
当期末残高	10,241	12,034	21,024	△4,276	39,024

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	176	2,659	—	2,836	39	2,121	43,084
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△697
当期純利益							1,632
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							3
その他							△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	136	1,808	△75	1,868	△2	280	2,146
連結会計年度中の変動額合計	136	1,808	△75	1,868	△2	280	3,083
当期末残高	313	4,467	△75	4,705	36	2,402	46,167

独立監査人の監査報告書

平成27年２月16日

日本セラミック株式会社
取 締 役 会　御中

優 成 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鶴 見　寛 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	陶 江　徹 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	柴 田 直 子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本セラミック株式会社の平成26年１月１日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本セラミック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表　（平成26年12月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**27,212**	**流動負債**	**3,345**
現金及び預金	18,924	支払手形	1,251
受取手形	319	設備関係支払手形	44
売掛金	2,814	買掛金	1,191
電子記録債権	966	未払金	224
有価証券	514	未払費用	109
たな卸資産	2,976	未払法人税等	441
繰延税金資産	130	前受金	6
関係会社短期貸付金	200	預り金	35
未収入金	337	賞与引当金	14
その他	48	役員賞与引当金	25
貸倒引当金	△ 20	その他	1
		固定負債	**8,352**
		新株予約権付社債	8,026
		繰延税金負債	179
固定資産	**20,756**	退職給付引当金	110
有形固定資産	**7,255**	その他	36
建物	3,689	**負債合計**	**11,697**
構築物	21	（純資産の部）	
機械装置	291	**株主資本**	**35,920**
車輌運搬具	3	**資本金**	**10,241**
工具、器具及び備品	24	**資本剰余金**	**12,034**
土地	3,217	資本準備金	11,854
建設仮勘定	6	その他資本剰余金	180
無形固定資産	**7**	自己株式処分差益	180
ソフトウエア	4	**利益剰余金**	**17,921**
電話加入権	1	利益準備金	224
その他	0	その他利益剰余金	17,696
投資その他の資産	**13,493**	固定資産圧縮積立金	364
投資有価証券	1,497	特別償却準備金	10
関係会社株式	344	別途積立金	12,322
出資金	0	繰越利益剰余金	4,999
関係会社出資金	10,047	**自己株式**	**△ 4,276**
長期貸付金	105		
関係会社長期貸付金	1,600	**評価・換算差額等**	**313**
その他	99	その他有価証券評価差額金	313
貸倒引当金	△ 201		
		新株予約権	**36**
		純資産合計	**36,270**
資産合計	**47,968**	**負債・純資産合計**	**47,968**

損益計算書（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売上高		17,597
売上原価		14,748
売上総利益		**2,848**
販売費及び一般管理費		1,158
営業利益		**1,689**
営業外収益		
受取利息及び配当金	87	
為替差益	136	
受取地代家賃	60	
貸倒引当金戻入額	40	
雑収入	26	351
営業外費用		
賃貸収入原価	37	
売上債権売却損	13	
雑損失	0	51
経常利益		**1,989**
特別利益		
固定資産売却益	6	
新株予約権戻入益	1	8
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社清算損	1	
役員退職慰労金	32	34
税引前当期純利益		**1,963**
法人税、住民税及び事業税	757	
法人税等調整額	△ 29	727
当期純利益		**1,235**

株主資本等変動計算書（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	10,241	11,854	179	12,033	224	391	15	12,322	4,429	17,383
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△697	△697
当期純利益									1,235	1,235
固定資産圧縮積立金の取崩						△27			27	
特別償却準備金の取崩							△4		4	
自己株式の取得										
自己株式の処分			0	0						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計			0	0		△27	△4		570	538
当期末残高	10,241	11,854	180	12,034	224	364	10	12,322	4,999	17,921

	株主資本		評価・換算差額等			
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	△4,278	35,380	176	176	39	35,596
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△697				△697
当期純利益		1,235				1,235
固定資産圧縮積立金の取崩						
特別償却準備金の取崩						
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	2	3				3
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			136	136	△2	133
事業年度中の変動額合計	1	540	136	136	△2	674
当期末残高	△4,276	35,920	313	313	36	36,270

独立監査人の監査報告書

平成27年２月16日

日本セラミック株式会社
取 締 役 会　御中

優 成 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鶴 見　寛	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	陶 江　徹	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	柴 田 直 子	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本セラミック株式会社の平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年２月20日

日本セラミック株式会社　監査役会

常勤監査役	久留飛　精　敏	㊞
社外監査役	山　根　　治	㊞
社外監査役	中　尾　修治郎	㊞
社外監査役	瀬　古　智　昭	㊞

最近の業績の推移

個別　連結

売上高（百万円）

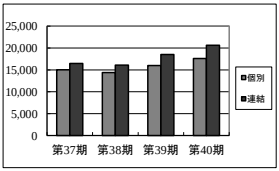

1株当たり当期純利益（円）

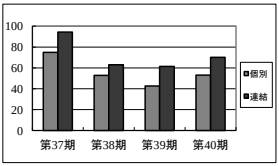

営業利益（百万円）

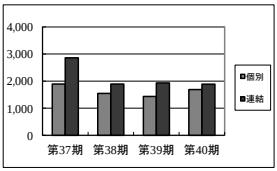

総資産（百万円）

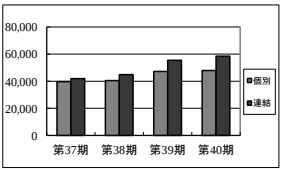

経常利益（百万円）

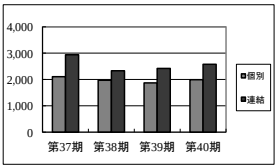

純資産（百万円）

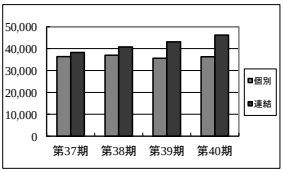

株主メモ

事業年度	毎年１月１日から12月31日まで
定時株主総会	毎年３月
基準日	
定時株主総会・期末配当	毎年12月31日
中間配当	毎年６月30日（注）
その他必要がある場合、あらかじめ公告する一定の日	

（注）剰余金の配当につきましては、当社は従来から年１回期末配当のみを実施しております。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
（電話照会先）	電話　0120-782-031（フリーダイヤル） 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。
１単元の株式数	１００株
公告方法	電子公告により、下記の当社ホームページに掲載致します。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載致します。
ホームページアドレス	http://www.nicera.co.jp/
上場金融商品取引所	東京証券取引所　市場第１部

◆住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申し出下さい。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出下さい。

◆期末配当金の支払について

第40期期末配当金は、平成27年２月６日開催の取締役会において、剰余金の配当について決議し、期末配当金に関しましては、１株につき35円（うち特別配当15円）、支払開始日を平成27年３月12日としてお支払いすることを決議しております。

期末配当金は、「第40期期末配当金領収書」により、払渡し期間（平成27年３月12日から平成27年４月13日まで）内に、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）にてお受け取り願います。

また、配当金の口座振込をご指定の方には「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」をご確認下さい。

◆上場株式等の配当等に係る10%（所得税７%、住民税３%）軽減税率の廃止に関するご案内

2014年１月１日から上場株式等の配当等に係る10%軽減税率(所得税７%、住民税３%)は廃止され、本来の税率である20%(所得税15%、住民税５%)となりました。

また、2013年１月１日から2037年12月31日までの間（25年間）は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法』（平成23年法律第117号）が施行されており、その所得税額に対して2.1%が『復興特別所得税』として課税されています。

そのため、株式等の配当等もその源泉所得税を徴収する際に「復興特別所得税」が併せて徴収されています。

【上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率について】

配当等の支払開始日	2014年１月１日～2037年12月31日	2038年1月1日～
上場株式等の配当等の税率	20.315%　[内訳] 所得税(15%)＋※復興特別所得税(0.315%) 住民税(5%)	20%　[内訳] 所得税(15%) 住民税(5%)

※15%×復興特別所得税率2.1%＝0.315%（2014年１月時点の情報をもとに作成しています。）

（ご参考）

◎上場株式等の配当等の源泉徴収に係るご留意事項

・個人の株主様で発行済株式総数の３%以上の株式等をご所有される場合の所得税率は、
20.42%（所得税20%＋※復興特別所得税0.42%）となります。※20%×復興特別所得税率2.1%＝0.42%
なお、住民税につきましては、別途お手続きが必要となります。

・配当等をお受け取りになる方が、法人の場合には住民税は課税されません。

◎「復興特別所得税」に係るご留意事項

・所得税が非課税または免除となる場合や租税条約の適用により国内法に規定する税率以下となる場合につきましては、復興特別所得税は課税されません。

・配当金等のお受け取り方法が株式数比例配分方式の場合の税額等につきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせて下さい。

その他詳細につきましては、所轄の税務署等へご確認下さい。

◆決議通知について

当社では従来から地球環境等に配慮し省資源化を推進しており、その一環として昨年本定時株主総会から決議通知につきましては、従来のハガキの発送に代えて当社ホームページで開示することに致しました。

何卒ご理解賜りますようよろしくお願い致します。

当社へのお問い合わせは
日本セラミック株式会社
社長室または総務部まで
TEL（0857）53－3600
FAX（0857）53－3676
E-mail nicera@nicera.co.jp

当社の情報はインターネットでご案内しております。
ホームページ
http://www.nicera.co.jp/

MEMO

MEMO

MEMO

NiCeRa

再生紙を使用しています

PRINTED WITH SOY INK

地球環境に配慮した大豆油インキを使用しています